

学校教育法施行規則

第155条 学校教育法第91条第2項又は第102条第1項本文の規定により、大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第7号及び第8号については、大学院への入学に係るものに限る。

- 1 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 2 外国において、学校教育における16年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。))又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年)の課程を修了した者
- 3 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年)の課程を修了した者
- 4 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 4-2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、5年)以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 5 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 (略)
- 8 (略)

個人情報の取り扱いについて

入学試験の出願にあたって提出された入学志願書等に記載されている個人情報については、個人情報保護法に基づき厳重かつ適切に管理し、以下の利用目的の範囲内で利用します。提出された個人情報は、業務の円滑な実施のためにデータベースに登録することがあります。また、業務の一部を、本学より学外の業者(以下「委託業者」)に委託することがあります。業務委託にあたり、委託業者に対して、お知らせいただいた個人情報を開示することがあります。予めご了承ください。

【個人情報の利用目的】

- ①入学試験に関わる受験票や可否通知の発送
- ②事務連絡
- ③入学試験の結果判定
- ④入学手続の案内や確認
- ⑤新入生の受け入れ準備
- ⑥募集/出願/入学状況の統計分析
- ⑦その他、前述の範囲内で、これらに付随する事項を行うための利用